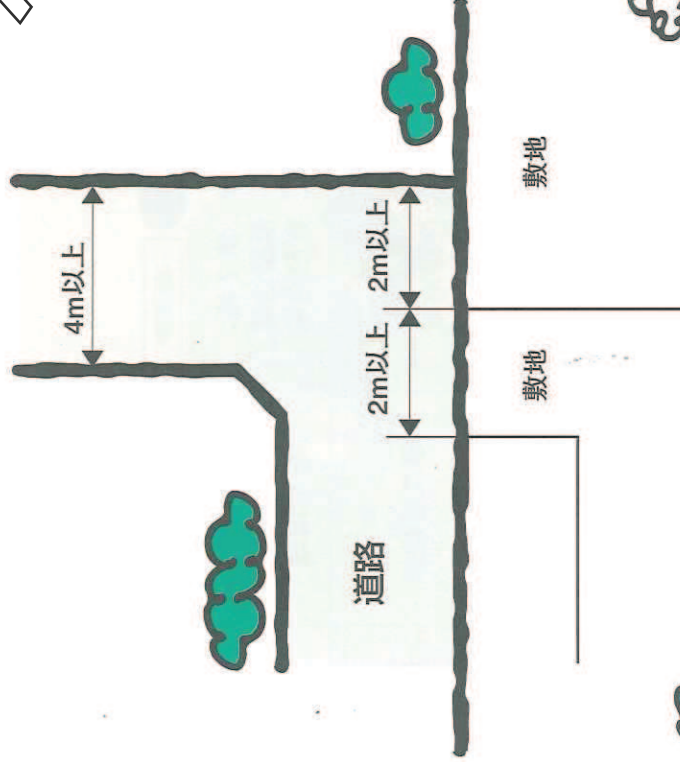


あなたの敷地はどんな道路に接していますか？

道路は案外見落としがちなポイントです。道路については「接道義務」というものがあります。家を建てる場合には、敷地は道路に2m以上接していなくてはなりません。しかもこの道路は幅4m以上の公道であるいは役所から位置指定を受けた私道であることが原則です。



しかし、特例として、原則どおりの道路に接していない場合でも家が建てられることがあります。

例えば、幅4m未満の道路であっても、道路の中心線から2m後退させることによって許可されることがあります。この敷地の後退した部分は「セットバック」と呼ばれます。(P16参照)

また、「接道義務緩和」というもので、敷地の周囲に公園、緑地、広場などの広い空き地がある場合などに、特別に許可をとれば家が建てられることがあります。役所や専門家に相談してみるとよいでしょう。(下図及びP18参照)

